

(巻末資料)指定都市の財政状況 <平成21年度決算等>

(百万円、%)

団体名	歳入 (普通会計)	うち市税 (普通会計)	歳出 (普通会計)	形式収支 (普通会計)	実質収支 (普通会計)	地方債現在高 (普通会計)	地方債現在高 (全会計)
札幌市	828,617	274,794	826,667	1,950	480	915,999	1,944,084
仙台市	434,835	175,213	432,281	2,554	787	708,432	1,311,376
さいたま市	431,781	216,470	422,223	9,558	5,565	384,437	650,994
千葉市	358,021	172,372	356,759	1,262	709	740,085	1,121,799
川崎市	587,765	285,247	574,038	13,727	1,290	839,538	1,482,669
横浜市	1,535,564	713,954	1,516,775	18,789	3,831	2,228,141	4,611,020
新潟市	360,939	118,262	357,787	3,151	1,798	387,825	830,702
静岡市	302,257	124,897	295,845	6,412	3,406	376,746	607,417
浜松市	284,473	128,157	275,689	8,784	5,993	281,804	530,752
名古屋市	1,035,217	493,790	1,030,511	4,707	2,539	1,724,141	3,263,929
京都市	762,247	252,455	758,429	3,818	▲ 1,057	1,148,821	2,224,321
大阪市	1,671,647	623,613	1,669,763	1,884	389	2,797,041	5,134,391
堺市	338,940	127,339	336,167	2,773	714	289,191	619,439
神戸市	810,595	273,086	803,218	7,377	67	1,190,002	2,426,578
岡山市	251,846	108,573	245,769	6,077	4,278	285,359	579,565
広島市	561,701	202,284	559,168	2,534	2,233	901,732	1,678,751
北九州市	538,038	160,894	533,022	5,016	1,814	848,756	1,355,886
福岡市	757,225	264,211	749,012	8,212	4,778	1,286,865	2,515,775

団体名	経常収支比率 (普通会計)	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	参考	
						夜間人口(人)	昼間人口(人)
札幌市	99.8	-	-	11.3	137.1	1,880,863	1,893,946
仙台市	97.4	-	-	12.7	170.9	1,025,098	1,098,981
さいたま市	89.9	-	-	7.2	55.7	1,176,314	1,077,638
千葉市	99.2	-	-	21.1	306.4	924,319	894,027
川崎市	96.4	-	-	13.4	137.4	1,327,011	1,154,436
横浜市	95.8	-	-	19.1	255.2	3,579,628	3,205,144
新潟市	89.5	-	-	11.1	130.9	785,134	800,629
静岡市	90.9	-	-	12.4	123.3	700,886	727,210
浜松市	89.2	-	-	12.5	86.2	804,032	806,370
名古屋市	98.1	-	-	12.7	218.6	2,215,062	2,516,196
京都市	95.9	0.30	5.47	12.7	247.7	1,474,811	1,582,980
大阪市	100.2	-	-	10.4	238.7	2,628,811	3,581,675
堺市	96.8	-	-	6.3	77.8	830,966	771,580
神戸市	97.9	-	-	13.9	175.6	1,525,393	1,547,971
岡山市	90.5	-	-	17.0	135.6	671,562	710,875
広島市	97.9	-	-	15.7	260.9	1,154,391	1,174,401
北九州市	99.8	-	-	9.9	173.5	993,525	1,020,447
福岡市	94.0	-	-	16.8	237.7	1,401,279	1,571,184

(*1)夜間人口および昼間人口は平成17年度国勢調査による。

(*2)表示単位未満を四捨五入して端数調整していないため、合計と一致しない場合がある。

(巻末資料)会計の定義(一般会計・特別会計・普通会計)

◆一般会計◆

通常の公共事務事業に要する経費の収入・支出を扱う会計

たとえば、保健医療、福祉、教育、住宅、道路橋梁、公園、清掃、消防等の各事務事業の収支を経理している

◆特別会計◆

特定の事業を行う場合に、その他特定の歳入を持って特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合、法令又は条例に基づいて設置される会計

大阪市では、特別会計をさらに性質により、次の4つに区分しています

◆政令等特別会計◆

特別会計のうち準公営企業会計と公営企業会計を除いた会計

一般会計と同様地方自治法の財務関係規定の適用を受け、単式簿記の会計経理の方法により処理される

◆準公営企業会計◆

地方公営企業法の規定(財務規定等、組織、身分取扱い)のうち財務規定等の規定が適用される企業にかかる会計

◆公営企業会計◆

地方公営企業法の規定の全部が適用される企業にかかる会計

◆公債費会計◆

各会計の公債関係の歳入・歳出を一括して経理する整理会計

◆普通会計◆

総務省の地方財政決算統計上における会計区分

公営事業会計以外のすべての会計を普通会計とし、地方公共団体間の比較や時系列比較が可能となるようにされている

◆公営事業会計◆

・公営企業会計(地方財政法施行令第12条に掲げる事業)

・収益事業会計、国民健康保険事業会計等の事業会計

・上記以外の事業で地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業にかかる会計

(大阪市の場合の普通会計)

$$= \text{一般会計} + \left\{ \begin{array}{l} \text{市街地再開発事業会計の一部} \\ \text{土地先行取得事業会計} \\ \text{母子寡婦福祉貸付資金会計} \\ \text{心身障害者扶養共済事業会計} \end{array} \right\} - \text{会計相互間の重複}$$